

道路貨物運送事業向け労働時間、支援策等に関する 説明会

令和8年9月9日
金沢労働基準監督署

説明内容

- ・ 道路貨物運送業の時間外労働の上限規制（概要）
- ・ 改善基準告示の概要
- ・ 健康確保措置

1. 道路貨物運送業の時間外労働の 上限規制（概要）

労働時間法制の概要

法定労働時間（労働基準法第32条）

- ◆ 使用者は、1週間に、**40時間**を超えて労働させてはならない。
- ◆ 使用者は、1日に、**8時間**を超えて労働させてはならない。

法定休日（労働基準法第35条）

- ◆ 使用者は、毎週少なくとも1回（又は4週間に4日以上）の休日を与えなければならない。

時間外及び休日労働（労働基準法第36条）

- ◆ 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と**労使協定**を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる。
- ◆ 使用者は、36協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日に労働させる場合であっても、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）の要件を満たす必要がある。

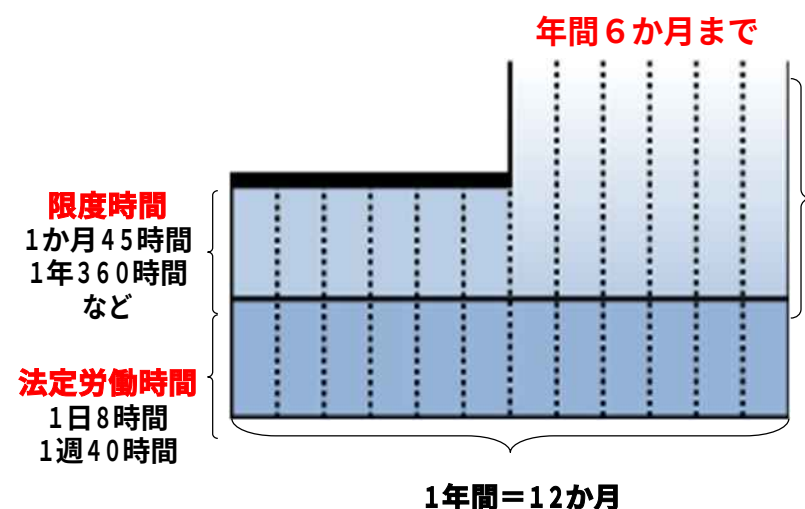
時間外、休日及び深夜労働の割増賃金（労働基準法第37条）

- ◆ 使用者は、時間外又は深夜（午後10時から午前5時まで）に労働させた場合は、通常の賃金の**2割5分以上**の割増賃金（※）を支払わなければならない（※※）。
 - ※ 1ヶ月60時間を超える時間外労働については、通常の賃金の5割以上。ただし、中小企業は令和5年4月1日施行。
 - ※※ 「時間外かつ深夜」の場合：5割以上の割増賃金を支払わなければならない。
- ◆ 使用者は、休日に労働させた場合は、通常の賃金の**3割5分以上**の割増賃金を支払わなければならない。

時間外労働の上限規制の概要（一般業種）

- 時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）。
 - 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）。
- ※ 働き方改革関連法前は、大臣告示により限度時間等を定めていたが、臨時的で特別な事情がある場合の上限は定められていなかった。
- ※ 大企業では平成31年4月から、中小企業では令和2年4月から適用されている。
建設の事業、自動車運転の業務、医師については、令和6年4月から、特例つきの上限規制が適用されている。

時間外労働の上限規制のイメージ



特別条項
上限なし

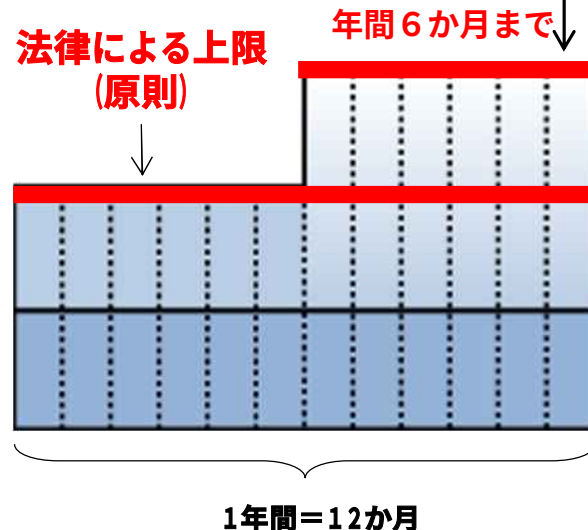


法律による上限 (原則)
1か月45時間
1年360時間

法定労働時間
1日8時間
1週40時間

法律による上限 (例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間以内 (休日労働含む)
- ・月100時間未満 (休日労働含む)



上限規制の適用が猶予されていた事業・業務

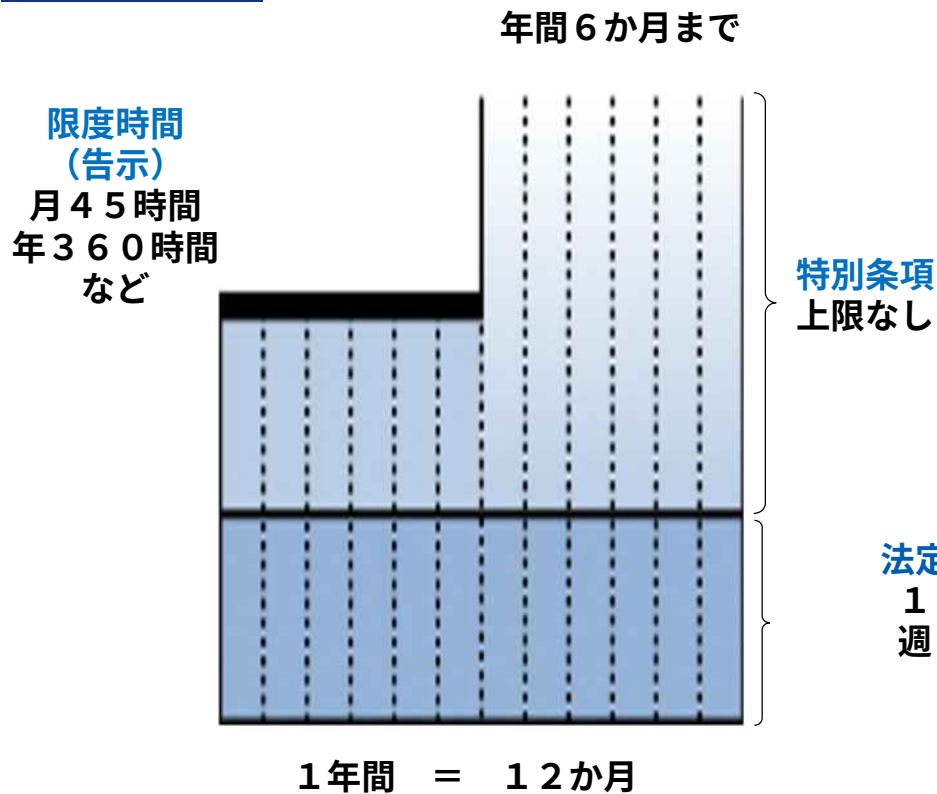
事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業(※1)		●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務(※1)		●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	上限規制は適用されません。	●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります(※2)。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 ●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※2 医業に従事する医師の一般的な上限時間(休日労働含む)は年960時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。 地域医療確保暫定特例水準(B・連携B水準)又は集中的技能向上水準(C水準)の対象の医師の上限時間(休日労働含む)は年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	●上限規制がすべて適用されます。

※1 建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 附則第12条第2項)。

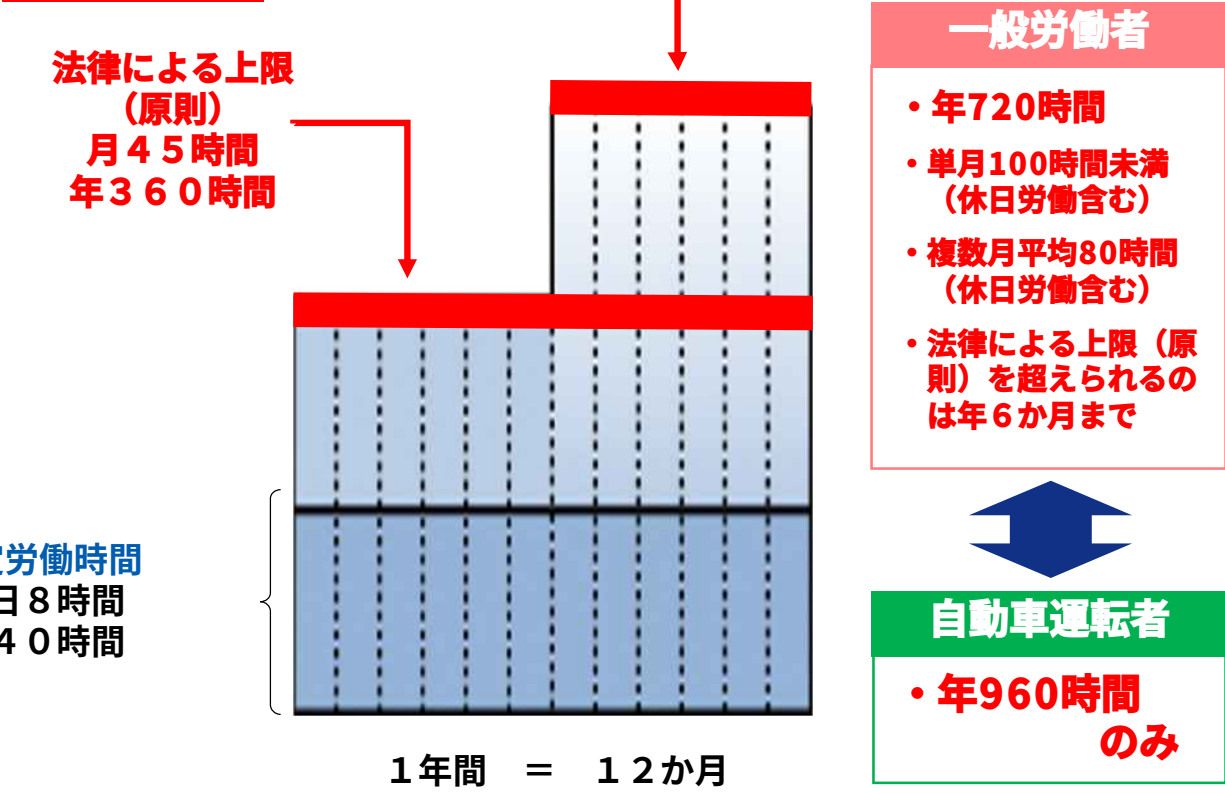
時間外労働の上限規制について

- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▶ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要がある。

法改正前



法改正後



自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6 年 4 月 1 日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

自動車運転者の時間外労働の上限規制

法律による上限
特別条項 (例外)

年 960 時間

法律による上限
限度時間 (原則)

✓ 月 45 時間
✓ 年 360 時間

法定労働時間

✓ 1 週 40 時間
✓ 1 日 8 時間

時間
外
労
働

1 年 間 (12 か 月)

(参考) 一般の業種の時間外労働の上限規制

(原則)
法律による上限
✓ 月 45 時間
✓ 年 360 時間

(例外)
法律による上限
(年 6 か月まで)
✓ 年 720 時間
✓ 複数月平均 80 時間*
✓ 月 100 時間未満*

* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1 年 間 (12 か 月)

労働時間の把握

労働時間とは

- ◆ 使用者の指揮命令下に置かれている時間のことであり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる
- ◆ 業務の準備・後始末の時間、研修・教育訓練を受ける時間や、待機の時間も、使用者の明示または黙示の指示がある場合には、労働時間に該当する

労働時間適正把握

- ◆ 使用者が自ら確認するか、タイムカード等客観的な記録を基礎として確認する
- ◆ やむを得ず自己申告によって労働時間を把握する場合には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく措置を講じる必要がある

(事業主のみなさまへ)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら確認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと



2. 改善基準告示 (令和6年4月1日適用) の概要

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 （改善基準告示）

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

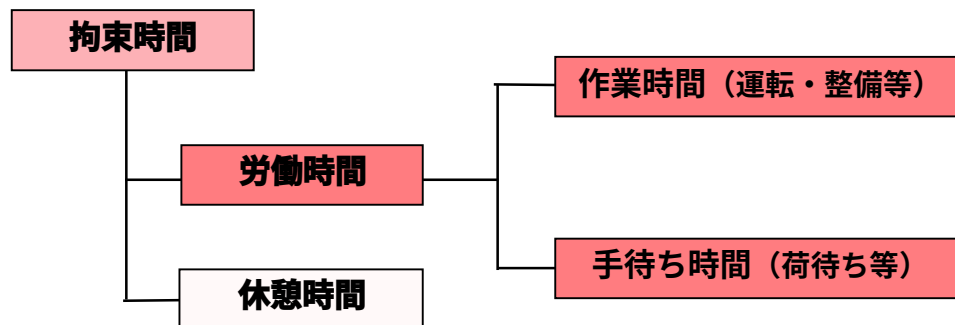
中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、**「改善基準告示」を策定（平成元年）**

※告示制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されてからは、令和4年に至るまで、内容を伴う改正は行われていなかった。

【参考】拘束時間と休息期間

- ▶ **拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ **休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

トラック

- 長時間・過重労働の実態にある自動車運転者の時間外労働の削減や過労死等防止といった観点から、見直しを行うもの。

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年、 1か月の 拘束時間	1か月 <u>293</u> 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可 1年 <u>3,516</u> 時間以内の範囲で 1か月 <u>320</u> 時間以内（年6か月まで）	1年 <u>3,300</u> 時間以内 1か月 <u>284</u> 時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 <u>3,400</u> 時間以内 1か月 <u>310</u> 時間以内（年6か月まで） ① <u>284</u> 時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の 拘束時間	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>16</u> 時間、 <u>15</u> 時間超は週2回まで）	原則 <u>13</u> 時間以内 （上限 <u>15</u> 時間、 <u>14</u> 時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <u>16</u> 時間まで延長可（週2回まで） ※ 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、 一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の 休息期間	継続 <u>8</u> 時間以上	継続 <u>11</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u> 時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※)、継続 <u>8</u> 時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続 <u>12</u> 時間以上の 休息期間を与える

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

トラック

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
運転時間	2日平均1日当たり <u>9</u> 時間以内 2週平均1週当たり <u>44</u> 時間以内	現行どおり
連続 運転時間	<u>4</u> 時間以内 (運転の中断は、 1回連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上)	<u>4</u> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える (1回 <u>おおむね</u> 連続 <u>10</u> 分以上、合計 <u>30</u> 分以上) 【例外】 SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間を超える 場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない 事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間から除くことができる（※1, 2） 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

トラック運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

トラック

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
分割休息 特例	継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 - 分割休息は1回4時間以上 - 休息期間の合計は、<u>10</u>時間以上 ・一定期間（2か月程度）における勤務回数の 2分の1が限度	継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合 - 分割休息は1回3時間以上 - 休息期間の合計は、 2分割：<u>10</u>時間以上、3分割：<u>12</u>時間以上 3分割が連続しないよう努める - 一定期間（<u>1か月</u>程度）における勤務回数の 2分の1が限度
2人乗務 特例	車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合、 拘束時間を<u>20</u>時間まで延長し、 休息期間を <u>4</u>時間まで短縮可	現行の内容に次の例外を追加 【例外】設備（車両内ベッド）が※の要件を満たす場合、 次のとおり、拘束時間をさらに延長可 - 拘束時間を<u>24</u>時間まで延長可 （ただし、運行終了後、継続<u>11</u>時間以上の休息期間 を与えることが必要） - さらに、<u>8</u>時間以上の仮眠時間を与える場合、 拘束時間を<u>28</u>時間まで延長可 ※ 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した 平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃 が緩和されるものであること。
隔日勤務 特例	2暦日の拘束時間は<u>21</u>時間 休息期間は 継続<u>20</u>時間以上 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、 拘束<u>24</u>時間まで延長可（2週間に3回まで）	現行どおり
フェリー 特例	- フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の 休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻まで の間の時間の2分の1を下回ってはならない。） - フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則として フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。	現行どおり

トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント（パンフレット）

令和
6年4月～
適用

トラック運転者の

労働時間等の改善基準のポイント

『自動車運転者の労働時間等の改善のための基準』（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

令和6年4月1日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められます。このパンフレットでは、トラック運転者に適用される基準のポイントを説明します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

トラック運転者の改善基準告示	
令和6年4月～適用	
1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 貨物運送（運送業務）の場合^{※1}、14時間まで延長可（週2回まで） ※1：1日間の運行がすべて貨物運送（運送業務）の場合、1日の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が当該日の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 貨物運送（運送業務）の場合^{※1}、継続9時間以上（週2回まで） 休息期間のいづれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時に、原則として休憩を与える（1回おおよそ連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、中を待たず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間は、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる^{※2} ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に発生している事象が予期せず発生したこと ・運転中に予期せず運転予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に天候や事故の発生に伴い、道路が閉鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（豪雨・豪雪等）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（自動車のGPS情報等）が必要。
特例	歩数休息（継続9時間の休息期間を与えることが認められる場合） ・歩数休息は1回30分以上 ・歩数が連続しないよう努める ※1：歩数休息の合計は、2分間：10時間以上、3分間：12時間以上 ※2：歩数休息（1歩数）における歩数測定数の2分の1が歩数 2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 貨物（車内ベッド）が3台4の乗客を運ぶ場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、8時間以上の連続運転時間を超える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車内ベッドが、長さ190cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材質により走行中の揺動等からの衝撃が緩和されるものであること 無自覚運転（乗務の必要上やむを得ない場合） 2日間の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 貨物運送（運送業務）で連続4時間以上の運転を与える場合、2日間の拘束時間を24時間まで延長可（連続3回まで） 2日間の拘束時間は12時間（21時間＋6時間）を超えることができない フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（乗船後の休息期間）は、フェリー下船時刻から乗船終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の乗船が開始される
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない



改善基準告示については、
パンフレットやQ&Aもご参照ください。

トラック運転者の改善基準の
ポイント（パンフレット）



改善基準告示に関するQ&A



新たな36協定様式

- 様式9号の3の4（運送業独自の様式、特別条項を締結しない場合）
⇒月45時間（1年変形の場合は42時間）、年360時間（1年変形の場合は320時間）
を超える時間外労働が見込まれない場合
- 様式9号の3の5（運送業独自の様式、特別条項を締結する場合）
⇒月45時間（1年変形の場合は42時間）、年360時間（1年変形の場合は320時間）
を超える時間外労働が見込まれる場合

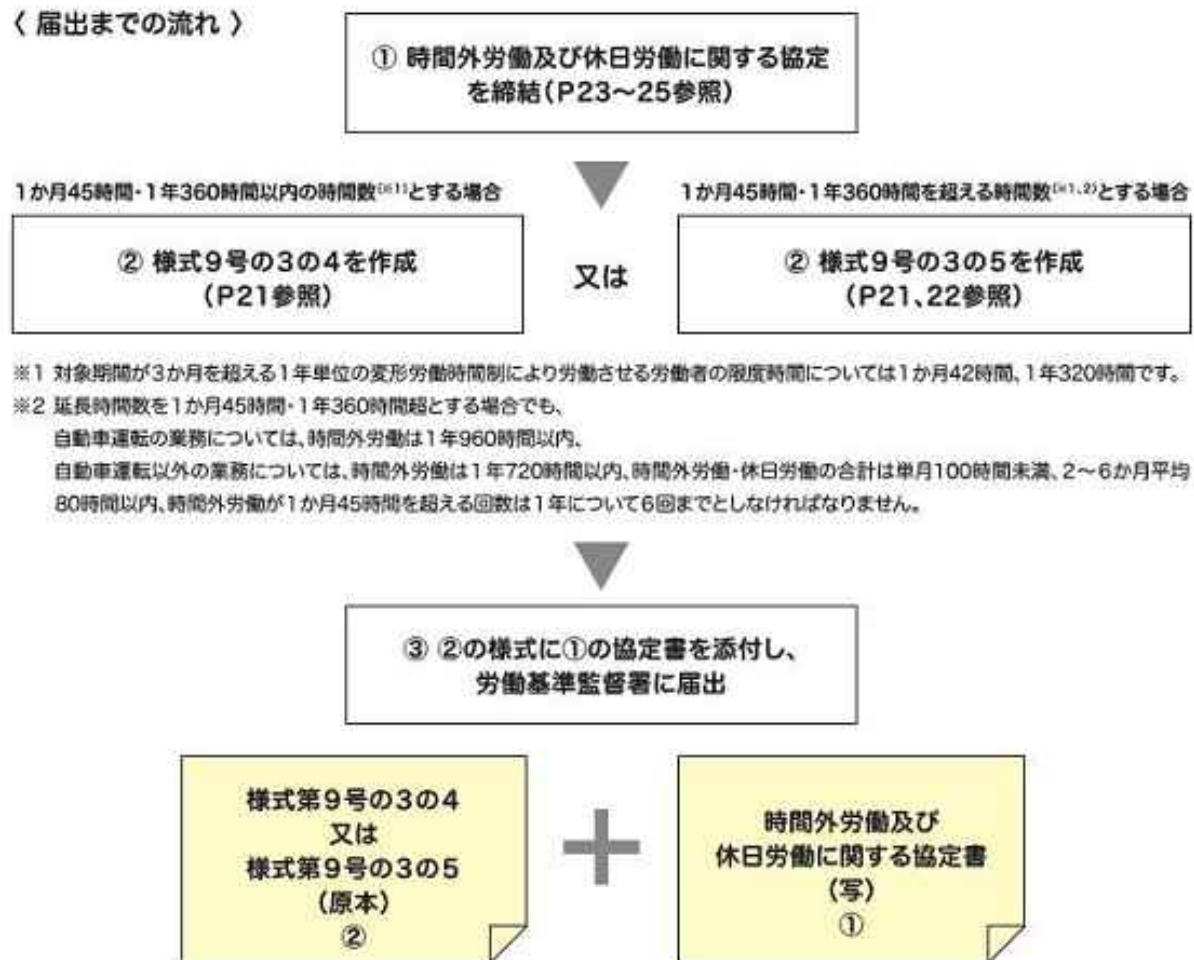
特別条項とは

- 原則として、時間外労働は限度時間の範囲内で行わせる必要がある。
- 一方、臨時的な特別の事情があって、限度時間を超えて時間外労働をさせる必要がある場合、特別条項を締結する。
- 特別条項を締結することで、年6回（自動車運転者は除く）を限度に、限度時間を超えて更に労働時間を延長できる。

36協定の届出までの流れ

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制(1年960時間)が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されました。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

〈届出までの流れ〉



- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働
休日労働に関する協定届

[illegible]

労働基準監督署長殿

20

36 協定記載例（様式第9号の3の5）（トラック）

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))^{※1}

様式第9号の3の5（第70条関係）		時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）										
協定的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
				延長することができる時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運営管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑤、⑥	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日												
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員 氏名 山田 花子												
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 投票による選挙												
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。												
☒ (チェックボックスに要チェック)												
○○○○年 3月 15日												
使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎												
労働基準監督署長殿												

●協定届に「別添協定書記載のとおり」と記載した場合には、協定書も添付して所轄の労働基準監督署長に届け出てください。

※1 様式9号の3の5は、関係時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③就業から就業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代休休日・特別な休日の付与 ⑤健康診断 ⑥通称休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨適量減給による処置・指導や保健指導 ⑩その他

36協定記載例（協定書）（トラック）

トラック

協定書には赤枠部分を参考に改善基準告示との関係を定めるようにして、改善基準告示を遵守してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働を させる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記①に 該当しない 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため					
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
② 1年単位の 変形労働時間制 により労働する 労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	3時間	30時間	250時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻
季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度時間を 超えて労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超えて 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数
① 下記①に 該当しない 労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行 管理者	3人	7時間	4回	60時間
	予算、決算業務の集中	経理 事務員	5人	6時間	3回	55時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車 運転者 (トラック)	20人	6時間	8回	75時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。

なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合 における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者 に対する健康及び福祉を確保する ための措置	・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるものとする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに当該労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに当該労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日とする。

〇年3月12日

〇〇運輸労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 印

又は 〇〇運輸株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印

〇〇運輸株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

拘束時間の延長に関する協定書記載例（トラック）

1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例)
(トラック運転者)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295 時間	284 時間	245 時間	267 時間	300 時間	260 時間	250 時間	295 時間	310 時間	300 時間	284 時間	310 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

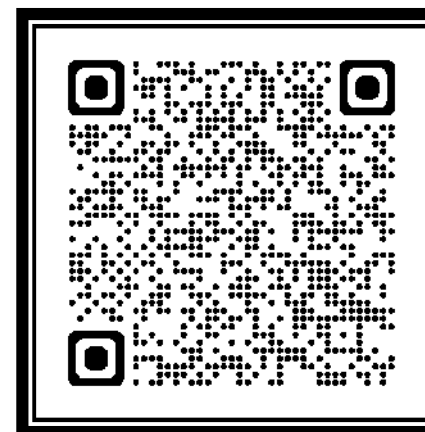
〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

- トラック運転者の拘束時間は、原則として、
1か月：284時間以内
1年：3,300時間以内
であるが、本労使協定を締結することで、
1か月：310時間以内（年6か月まで）
1年：3,400時間以内
まで延長可能。
- このとき、284時間超は連続3か月までとし、
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間
未満となるよう努める必要がある。
- 本労使協定は、所轄の労働基準監督署長への
届出は不要。

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトの公開について

自動車運転者の始業・終業時刻や運転時間等を入力することにより、改善基準告示で定める拘束時間等の遵守状況を確認できる「遵守状況確認ソフト」を厚生労働省ホームページに掲載しています。

是非ご利用ください。



[掲載先（厚生労働省HP）](#)

【ソフトの使用法の問合先】

厚生労働省労働基準局監督課

過重労働特別対策室過重労働特別監督第二係

TEL：03-5253-1111（内線）5134

雇用・労働

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

[リーフレット等](#) [改善基準告示](#) [遵守状況確認ソフト](#) [通達](#) [Q&A](#) [その他](#)

遵守状況確認ソフト

以下のリンクから、自動車運転の始業・終業時刻や運転時間等を入力することにより改善基準告示で定める拘束時間等の遵守状況を確認できるソフトをダウンロードすることができます。
ぜひ自動車運転者の労務管理にご活用ください。

【遵守状況確認ソフト ダウンロード】

- [PDF 操作・取扱説明書（タクシー・ハイヤー編）【5.0MB】](#)
- [PDF 操作・取扱説明書（トラック編）【8.3MB】](#)
- [PDF 操作・取扱説明書（バス編）【6.3MB】](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

働き方改革の実現に向けて、荷主の方にもご協力をお願いしています

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革解説動画などを通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。
- また、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（「標準的運賃」）についても周知を行っている。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

(働き方改革解説動画)



令和7年4月施行の改正物流法により、荷主等に物流効率化のために取り組むべき措置についての努力義務等が課されています。取り組むべき措置の内容については、国土交通省の「物流効率化法」理解促進ポータルサイトをご確認ください。



(「物流効率化法」理解促進ポータルサイト)



(リーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」)



(長時間の荷待ちに関する情報メール窓口)

働き方改革解説動画のポイント

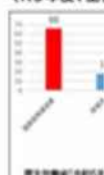
- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

STOP！長時間の荷待ちの取組

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

月末1週間の就業時間が60時間以上の
雇用者の割合※（R5年、上位業種）

脳・心臓疾患の労災支給決定件数
（R5年度、上位業種）



道路貨物運送
労災支給決定
最も多くなっている

の取引慣行など
直しが困難なものも

活動を支える社会

り発生

何も対
2030年
不足する

国土交通省によ
違反原因行為

- 長時間の荷待ち
- 契約のない荷役時間
- 運賃・料金の不払い
- 無断な運送依頼
- 過剰な運送の依頼
- 労務管理上の課題

※ 貨物自動車運送事業等

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の調査結果（R2）」

トラックドライバーの長
時間労働を改善していく
ため、また、今後の物流
を支えていくためにも、
荷待ち時間、荷役時間の
削減に向けた取組に、ご
理解とご協力をお願いい
たします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▶
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中！

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働
の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねない
という、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
荷待ち・荷役時間の削減や多量下請構造の是正等を促める改正

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化
をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

- 取組例
- 予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
 - パレット等の活用（発着荷主共通）
 - 納品・ロードタイムの確保（着荷主）
 - 運送を考慮した出荷時刻の設定（発着荷主） など

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作
業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない追加作業等を命じることがないようにしま
しょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業を
お願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた
改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の
発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、
トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示
に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や最寄りの労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消
を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで
参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇。
「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による
物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を
改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発着主・着荷主）
・荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について
られます。
R5に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理理
に課せられます。

『の皆さまにおかれましては、
改正法に向けた
』についてご理解いただき、
ようお願いいたします。

っては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導
員」に、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号
石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
島根	0852-31-1156		

(2024.9)

累進歩合制度の廃止にご協力をお願いします

- 累進歩合制度については、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止する必要がある。

累進歩合制度とは

以下のような賃金制度は廃止してください。

累進歩合給

営業収入等に応じて歩合給の額が非連続的に増減する制度

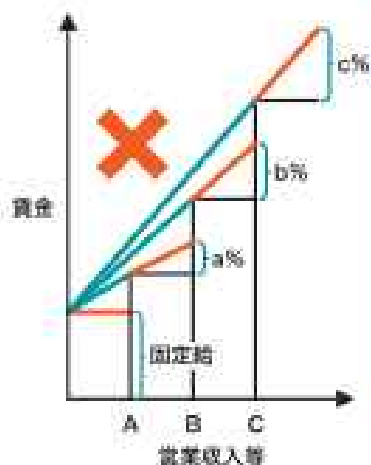
トップ賞

営業収入等の最も高い者又はごく一部の労働者しか達成し得ない高い営業収入等を達成した者のみに支給する制度

奨励加給

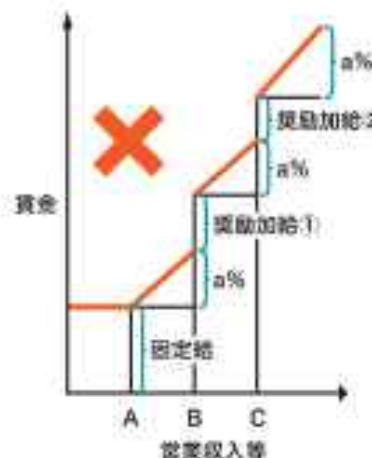
営業収入等を数段階に区分し、その営業収入の区分の額に達することにより一定額の加算を行う制度※

(図) 累進歩合給



- 営業収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
 - 営業収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率a%
 - 営業収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率b%
 - 営業収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率c%
- ($a < b < c$)

(図) トップ賞、奨励加給



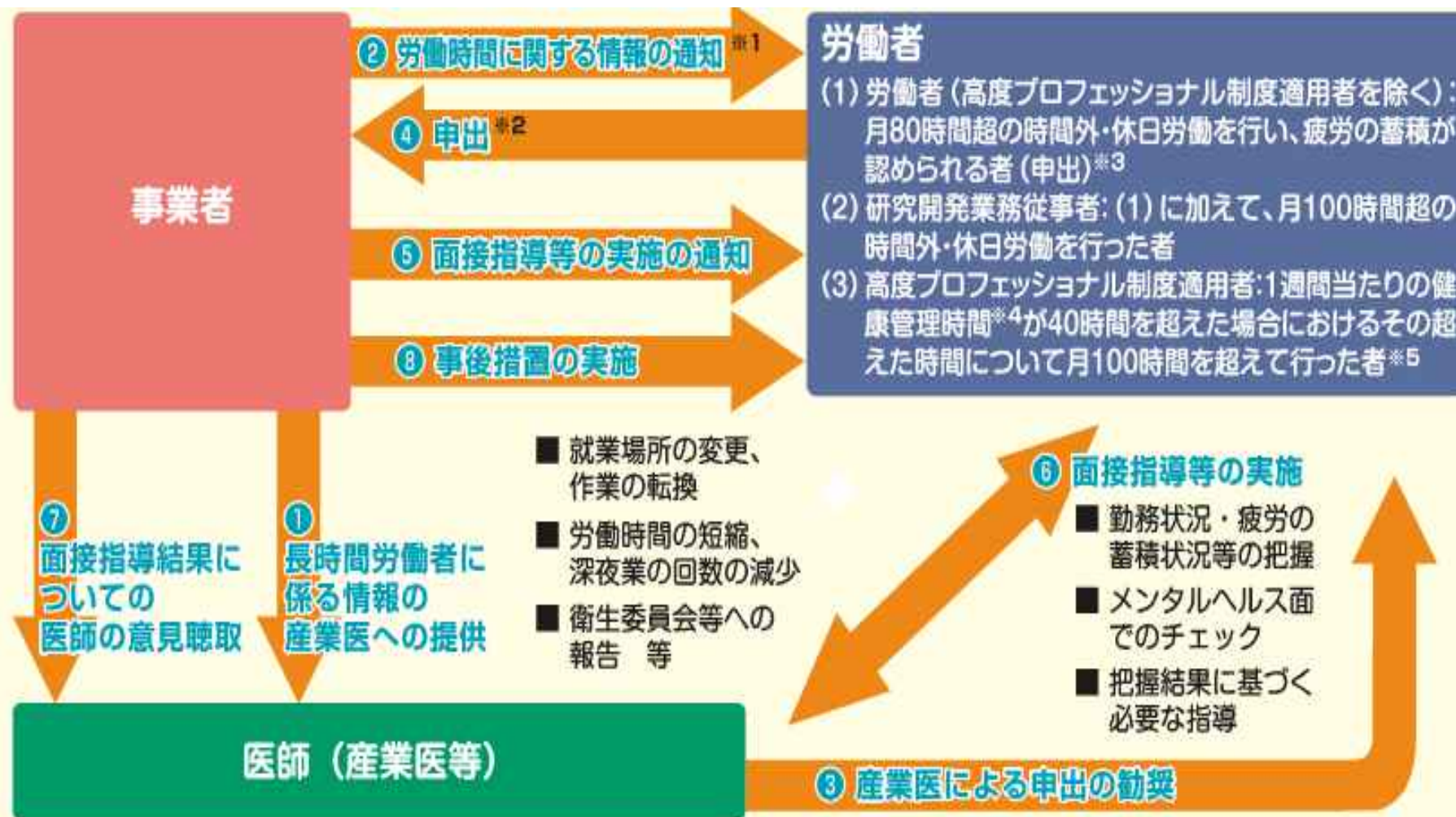
- 営業収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
- 営業収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋営業収入等×歩率a%
- 営業収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋奨励加給①＋営業収入等×歩率a%
- 営業収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋奨励加給②＋営業収入等×歩率a%

営業収入等が一定の金額に達することにより、歩率が段階的に変動し、その段階ごとに計算した歩合給を合計する制度（いわゆる積算歩合給制）は禁止されていない。

3．健康確保措置(長時間労働者に対する医師による面接指導)

(健康の確保)

- ・月80時間超の時間外・休日労働を行い疲労蓄積があり面接を申し出た方には、医師等による面接指導等が必要です。
- ・申し出がない場合も面接指導を実施するよう努めてください(※3)。



※1

時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象です。



面接指導について、詳細はこちらのパンフレットをご覧ください。

★「過重労働による健康障害を防ぐために」で検索！

(健康の確保)

- ・労働者50人未満の事業場におかれては、地域産業保健センター（地さんぽ）の活用もご検討ください。
- ・地さんぽでは、長時間労働者等に対する面接指導も行っています。

50人未満の事業場なら

全国350カ所、あなたのお近くにも。

地域産業保健センター（地さんぽ）

地さんぽでは、小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健診結果について
医師からの意見聴取



長時間労働者等
に対する面接指導



労働者の健康管理に
関する相談対応



個別訪問による
産業保健指導



※地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。

社員の健康管理に携わる方なら

47全ての都道府県に設置。

産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

社員の健康管理に携わる産業医、保健師、衛生管理者等からの
ご相談内容に応じ、以下のようなサービスを提供しています。

メンタルヘルス対策



治療と仕事の両立支援



専門的・実践的研修



専門的相談対応



産業保健に関する
情報提供



事業主等に対する
啓発セミナー



動画で知ろう/
さんぽセンター



さんぽセンターってなに？篇



社員50人未満の会社必見！篇



メンタルヘルス対策の相談も篇



動画はこちらで公開中！

さんぽセンターWeb ひろば



（健康の確保）

各地区センター一覧です。

石川中央地域産業保健センター

〒924-0865 白山市倉光7丁目122

白山ののいち医師会内

[TEL] 076-275-2440

[担当地域] 金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡

加賀・江沼地域産業保健センター

〒922-0423 加賀市作見町リ36番地

加賀市医師会内

[TEL] 0761-73-1450

[担当地域] 加賀市

中能登地域産業保健センター

〒926-0854 七尾市なぎの浦156

七尾市医師会内

[TEL] 0767-52-2297

[担当地域] 七尾市・羽咋市・鹿島郡・羽咋郡

小松・能美地域産業保健センター

〒923-0918 小松市京町81-2

小松市医師会内

[TEL] 0761-22-2714

[担当地域] 小松市・能美市・能美郡

奥能登地域産業保健センター

〒928-0001 輪島市河井町2部287番地1

能登北部医師会内

[TEL] 0768-22-5457

[担当地域] 輪島市・珠洲市・鳳珠郡

※奥能登地域産業保健センターへお申込み頂いた産業保健サービスの実施時期については、状況を踏まえながら、対応させていただきます。詳細はお問合せください。

全般的な相談先はこちらでも → 石川産業保健総合支援センター

〒920-0024 石川県金沢市西念1-1-3コンフィデンス金沢8F

TEL : 076-265-3888

(健康の確保)

- ・事業者の方、被災者やその家族、支援者の方向けに、メンタルヘルスに関する相談ダイヤルを設けています。
- ・また、情報をまとめたサイト「こころの耳」もご用意しています。

「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

- ・フリーダイヤル 0120-200-826
(全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能)
- ・受付日時 平日(10時00分～17時00分／土日祝日を除く)

または、石川産業保健総合支援センター

- ・電話 076-265-3888
- ・受付日時 平日(13時30分～16時30分／土日祝日を除く)

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
こころの耳 ホーム 暮らし始めての方へ

検索 文字サイズ 小 中 大 厚生労働省

働く方へ ご家族の方へ 事業者の方へ 部下を持つ方へ 支援する方へ

HOME > 被災者に対するこころのケア(被災者やその家族、支援者などの方へ)

被災者に対するこころのケア(被災者やその家族、支援者などの方へ)

働く方 ご家族の方 事業者の方 部下を持つ方 支援する方

被災者に対するこころのケアの参考になる情報をまとめています



働く方のメンタルヘルスに関するポータルサイトです。

★「こころの耳」で検索！



今日のおすすめ

職場のメンタルヘルスケア
季節のコラム 5月
「五月病」とのつきあい方
新しい環境への適応がうまくいかず、なんとなく体調が悪い、やる気が出ないなど心身に不調があらわれる「五月病」について、付き合い方を紹介しています。

相談窓口

悩みを相談してみませんか
相談窓口案内

よく見られているコンテンツ

5分でできる
職場のストレスセルフチェック

NEW 疲労蓄積度セルフチェック(働く方用) 2023

eラーニングで学ぶ
15分でわかるセルフケア

ご存知ですか？うつ病

ストレスチェック制度について

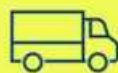
NEW 職場のメンタルヘルス対策の取組事例

働き方改革推進支援助成金



令和8年度「働き方改革推進支援助成金」

業種別課題対応コース（運送業等）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



運転日報や出動簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に「交付申請書」を提出
申請期限：令和8年11月30日（月）

交付決定後、提出した計画に沿って改善事業を実施
事業実施：令和9年1月31日（日）まで

雇用環境・均等部（室）に支給申請
申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和9年2月5日（金）のいずれか早い日

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）



業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

対象事業主

【対象事業主の要件】

- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。

など

改善事業（助成対象となる取組）

- ① 労務管理担当者に対する研修（※1）
- ② 労働者に対する研修（※1）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の整備
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（※1）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間の削減
- ② 所定外労働時間数の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- ⑤ 10時間以上の勤務間インターバルの導入

助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、上記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した上記「成果目標」に設定された、右記①から⑤までの助成上限額に、右記の加算制度における上限額への加算額を合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4（※2）を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

（※2） 常時使用する労働者が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要費が30万円を超える場合は、補助率4/5。

成果目標①の上限額

設定時間数	事業実施後の設定時間数	事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
月60時間を超え月80時間以下	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

成果目標②の上限額（※3）

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

（※3） 成果目標①及び②は同時に選択できない。

成果目標③、④の上限額：各25万円

成果目標⑤の上限額

休息時間数（※4）	1企業あたりの上限額（※5）
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

（※4） 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※5） 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上表の1/2が上限額となります。

加算制度

成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算（※6）

（常時使用する労働者が30人を超える場合）

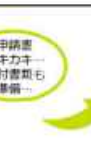
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円（上限60万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円（上限360万円）

（※6） 常時使用する労働者が10人以上30人未満の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上表の5%及び7%以上の引上げについて2倍の上限額が加算されます。

また、常時使用する労働者が10人未満の場合は、上表の5%及び7%以上の引上げについて2.5倍の上限額が加算されます。

成果目標「割増賃金率の引上げ」の上限額の加算

割増賃金率引上げ加算の成果目標達成に係る要件	加算額
月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げること	25万円
月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働時間に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、交付申請時から事業実施予定期間の経過までの期間において、いずれかが1か月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者1人あたり10時間以上削減すること	75万円





「働き方改革」は、
「魅力ある職場づくり」の実現による
生産性向上、人手不足解消のチャンス！

関係情報はこちらのウェブサイトで発信しています。

(厚生労働省ウェブサイト)



(特設サイト「はたらきかたススめ」)



(自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト)



生産性の向上に向けて、働き方改革推進支援センター
も是非ご利用ください！

労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

(働き方改革特設サイト)



ご清聴ありがとうございました

厚生労働省、石川労働局、労働基準監督署では、道路貨物運送業に向けた支援を継続するとともに、国土交通省とともに、働き方改革への協力を広く呼びかけていきます。

皆さまにおかれましても、引き続き、働き方改革への積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

どうぞご安全に！



厚生労働省労働基準局広報キャラクター たしかめたん